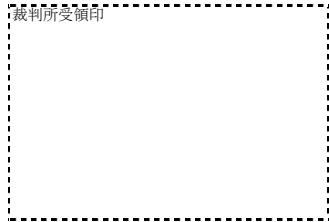


〈被害者参加旅費等請求書の記載方法〉

被害者参加旅費等請求書



① 平成25年11月13日

法務大臣 殿
(日本司法支援センター扱)

請求者 〒XXX-XXXX

② 住所(又は居所) 沖縄県那覇市栄町X-X XX号X室
※ 裁判所又は日本司法支援センターから文書を送付させていただく場合があります。

③ 氏名 ホウ テラコ 法 寺 子 大(昭)平・西暦53年12月XX日生

④ 電話 098-234-56xx (自宅・携帯・その他())
※ 裁判所又は日本司法支援センターからご連絡をさせていただく場合があります。

⑤ 振込口座 平成 年 月 日付被害者参加旅費等請求書記載の振込口座と同じ
 以下のとおり

金融機関名 ゆうちょ銀行 支店名 (かた) _____
口座番号 普・当 1xxx0-2345XXXX 口座名義 ホウテラコ
 口座名義人を代理人と定めて、以下に請求する旅費、日当及び宿泊料の受領に関する件を委任します。

送金通知の送付先 住所(又は居所) その他
住所及び宛名: (東京都中央区銀座x-x-xx〇〇法律事務所)

以下のとおり被害者参加人として公判期日(又は公判準備)に出席したので、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第6条第1項に基づき、旅費、日当及び宿泊料を請求します。

⑥ 参加を許可された事件 東京地方 裁判所 支川 支部 平成25年(わ)第 xx 号

⑦ 旅行の内容等

・往路について記載してください。 出発日 平成25年11月10日
出発地 上記住所(又は居所)から裁判所等まで
 その他の場所から裁判所等まで (所在地:)

・復路について記載してください。 到着日 平成25年11月13日
到着地 裁判所等から上記住所(又は居所)まで
 裁判所等からその他の場所まで (所在地: 東京都中野区本町x-x-x)

⑧ 該当するものすべてに、チェックをつけてください。
 往路又は復路に航空機を利用した
 交通の途絶等の理由により特別の経路・方法を利用した
 宿泊をした(宿泊した日を記載してください)
11月10日、11月11日、11月12日、 月 日、 月 日

⑨ この旅行中に出席した公判期日(又は公判準備)の日を記載してください。
11月11日、11月12日、11月13日、 月 日、 月 日

裁判に出席するため住所(又は居所)を出発して裁判に出席し、住所(又は居所)に到着するまでを一つの旅行として請求書に記載してください(詳細は裏面参照)。

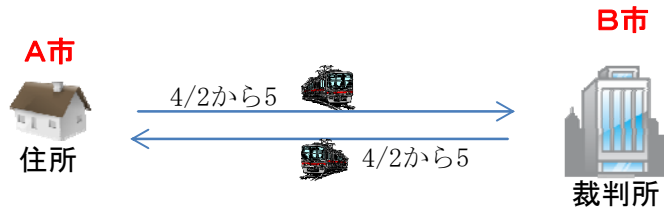
- ① 請求書を作成した日を書いてください。
- ② 現住所を書いてください。現在、住所以外の場所に一時的に滞在しているときは、その場所(居所)を書いてください(裏面参照)。
- ③ 氏名、生年月日を書いて、印鑑を押してください。
- ④ 記載した番号に裁判所等から電話がある場合があるので、日中連絡が取れる電話番号を書いてください。
- ⑤ 旅費の振込を希望する口座情報を書いてください。ゆうちょ銀行の場合は、口座番号欄に記号・番号を書いてください。請求書提出の際、通帳又はキャッシュカードの写し(振込先の預貯金口座が分かるもの)をお持ちください。
a.すでに提出済みの請求書があるときは、記載を省略することができます。
b.口座名義が請求者名義と異なるときは、チェックをつけてください。
c.送金が決したら法テラスから送金通知書が郵送されますので、希望する送付先にチェックをつけてください。②に記載した住所地以外を希望される方は、その他にチェックをつけて、その住所、宛名を書いてください。
- ⑥ 裁判所から交付された「被害者参加許可の通知」を参考に、裁判所名と事件番号を書いてください。
- ⑦ 住所地等を出発した日(復路は、住所地等に到着した日又は到着予定日)及び出発した場所(復路は、到着した場所又は到着予定の場所)について書いてください(詳細は裏面参照)。
- ⑧ チェックがついている場合、以下の資料が必要です。また、資料提出時に裁判所職員が事情をお伺いします。
・航空機利用
 行き半券をお持ちください。帰りの半券は、帰宅後速やかに裁判所に送付してください。
・交通の途絶等
 天災により鉄道路線が途絶した場合など、例外的に実際に利用した交通手段の費用の支給が認められる場合があります。その際は、領収証や遅延証明書などが必要となります(帰りの領収証は、帰宅後速やかに裁判所に送付してください)。
・宿泊
 領収証の提出は不要です。
- ⑨ この旅行中に、被害者参加人として裁判に出席した日付を書いてください。
- ⑩ 複数の旅行について請求するときは、「続用紙」を利用してください。

⑩ 続用紙を利用し、複数件の旅行について請求します。
※請求書欄にご記入いただいた個人情報及び口座情報は、旅費等の振込手続以外には使用しません。

裏面もご覧ください。

◎請求単位並びに住所（又は居所）欄及び出発地欄等の記載例

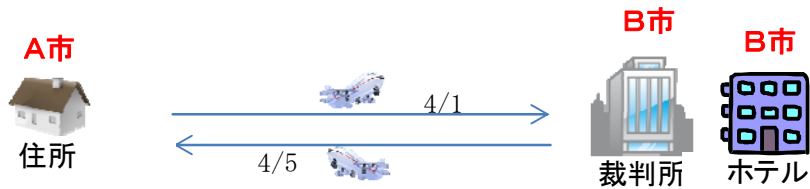
例 1



4月2日から4月5日の裁判に、
毎日住所地から通って出席した
場合

- 請求単位
→裁判の日ごと発着の4つの旅行として請求
- 住所(又は居所)欄への記載
→A市の住所地
- 出発地(出発日)
→A市の住所地(各請求書に4/2~5を記載)
- 到着地(到着日)
→A市の住所地(各請求書に4/2~5を記載)

例 2



4月2日から4月5日の裁判に出
席するため、4月1日に住所地を
出発してホテルに滞在して、毎日
ホテルから通って参加し、4月5
日に住所地に到着した場合

- 請求単位
→4/1発4/5着の一つの旅行として請求
- 住所(又は居所)欄への記載
→A市の住所地
- 出発地(出発日)
→A市の住所地(4/1)
- 到着地(到着日)
→A市の住所地(4/5)